

緊急事態宣言について

(NPO コモンズ 2020. 4. 8)

日本政府は昨日、コロナウイルス感染予防のための緊急事態を宣言しました。対象地域は東京、埼玉、千葉、

神奈川、大阪、兵庫、福岡の7つの都県です。茨城県は対象外

対象になった地域では、各県が施設の利用制限の指定要請をします(5月まで1ヶ月間)。

対象地域では、一部のお店、施設が休みになりますが、電車などは動いています。

できるだけ外出せず、仕事も在宅で行い、県外にも出ないようという要請が出されます。

アメリカやフランスのような外出禁止ではありません(罰金などは無い)。

茨城県は緊急事態の対象になっていませんが、学校や公共施設の多くが休みになります。

保育園、学童保育は利用できますが、感染者が増えると閉鎖になる可能性もあります。

今大事なことは、自分が感染したり人に移さないことです。次のことは守ってください。

- ・食べ物を買いに行く、など必要な時以外は外出しない。
- ・人が沢山集まる場所に近寄らない。
- ・人と近い距離で大きな声で話さない。
- ・部屋の換気を良くする。
- ・石鹸で手洗いをする、目、口、鼻などを手で触らなければ感染はかなり防げます。
- ・病院や電車など、いろいろな人がいる場所・乗り物は感染の可能性があるので、本当に必要な時以外は利用を避けた方が安全です。外出する際にはマスクをつけてください。
- ・食べ物がなくなる心配はないので、必要以上に買わないようにしてください。
- ・具合が悪い時は仕事を休み、37.5度以上の熱が続いた場合は、保健所やいつも行っている

る病院に電話で相談して下さい。すぐに病院に行かないようにして下さい。

子どもも、家で長く過ごしていると運動不足になったりストレスがたまります。散歩はしても大丈夫です。

規則正しい生活と運動をして健康を保つようにして下さい。

コロナウイルス感染のために仕事の収入が大きく減った人に現金給付が支給されることも決まりました。児童手当も増額され、一部の税金も安くなる見込みです。

NPO コモンズでも、通訳を手伝います。相談もできます。電話番号は 070-2303-7408 (英語、ポルトガル語)



iPhone



Android

SNS でウソの情報が流れることがありますので注意してください。正しい情報は日本のNHKワールドで確認できます。17言語で放送されています。